

野木地区 農業地域計画

策定年月日	令和6年11月5日
更新年月日	
目標年度	令和17年度
市町村名(市町村コード)	若狭町(501)
地域名(地域内農業集落名)	野木地区 (杉山・堤・兼田・武生・玉置・上野木・中野木・下野木)

1 地域における農業の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	268.8 ha
① 農業振興地域の内農用地区域の農地面積	268.8 ha
② 田の面積	247.9 ha
③ 畑の面積(果樹・茶等を含む)	20.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の計	44.3 ha
⑤ 区域内で、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の計	257.2 ha
(参考) 区域内における60歳以上の農業者の農地面積の計	37.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の計	37.9 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状と課題

[若狭町の現状と課題]

- 現状は米や梅、漁業などの第1次産業が中心である。
- 生産者の高齢化などにより生産量が低下し、生産コストが増大している。
- 社会環境・世界情勢の変化に伴う消費が落ち込んでいる。
- 米や青梅などの一般家庭での消費の減少、担い手農家が不足している。
- 県内最大の産地である福井梅のほか、日本三大葛である熊川葛、伝統野菜の山内かぶらの特産物があるか、世代への継承や生産者の育成販売促進が課題である。
- 作ることに加え「売る・売れる」ことを意識した取り組みが必要である。
- 多様な担い手農家や農家が減少すれば農村集落機能が低下する。
- 無農薬栽培が一部で実施されているが、町全体では環境保全型農業は進展してない。
(耕作者の意見)
- 国の農政の課題---「長期的に展望を見据えた水田政策。過去に実施してきた施策を厳しく検証した上で次の一手を考える必要がある。将来の財政負担や持続可能性を踏まえ、継続性のある農政を現場は求めている」「猫の目農政、瞬き農政からの脱皮」「10年後の農政が確定しなければ農家は10年後の耕作は予測できない」
- R6年産米の価格は大幅に上昇したが、一過性とならない価格制度を望む。

[野木地区の現状と課題]

- 担い手農家への集積率がR5で78%と高率となっており、アンケート調査では多様な担い手農家の離農が更に進みつつあり、農村集落での農家数が減少して集落維持機能が低下することが懸念される。
- 区の総会への出席率が50%程度となる集落もあり、集落機能が低下しつつある。
- 多様な担い手農家の機械更新が困難となれば離農が加速化する。
- 担い手農家の高齢化や規模拡大が限界の担い手農家もあり、今後多様な担い手農家の離農が進展すると耕作者不足となり不耕作田の増加が懸念される。
- H7に完了した圃場整備から30年が経過しており、杉山集落は傾斜地であり小区画水田が多く作業効率が低いため再度水田基盤整備が必要である。
- 自然圧やポンプ圧送でのパイプラインが整備されており、かん水は効率的である。しかし、高位部の杉山区域は適時に給水できない事も発生している。
- 北川沿いの平地部では大型機械の導入されていることから大区画整備が必要である。
- 地区全域の山裾に獣害防止の恒久柵が設置してあるが、山からの獣害の発生が完全に防止できない。
- 担い手農家と地権者との契約で賃料が決定されているが、個々での契約であるためバラバラの金額となっている。担い手農家では地区内で統一すべきさとの要請がある。
- 担い手農家の耕作田は、地権者との個々の契約であるため集約されていない。
- 担い手農家は規模拡大に伴い草刈り作業が過重となっている。水田の景観維持のために適正な時期に草刈りを実施する必要があるが、地区全体での組織化による草刈りの要請がある。
- 地区内の北川には3箇所の霞堤があり、洪水時に北川からの逆流が発生し水田の耕作被害が想定される。特に野木川の霞堤は過去に大きな被害が発生しており耕作者は対策に苦勞している。

(3) 地域における農業の将来の在り方

- 水稻栽培を主軸として、ハウス園芸栽培も促進していく。
- 担い手農家への集積率を85%を目標とし、多様な担い手農家の離農を極力抑制し、適正な農村集落機能を維持していく。
- 耕作不利田と大区画化の水田基盤整備を実施していく。特に傾斜地田の杉山地区の水田基盤整備が急務である。
- 山裾に設置してある獣害防止の恒久柵の補修・更新を促進するとともに耕作田周辺に電気柵を設置し、獣害を完全に防止する。
- 利用権設定の賃料を水利費相当額を見据えて地区内を統一していく。
- 担い手農家の耕作田の集約化(団地化)を促進する。
- 地区内の水田を適正な景観とするために、地区全体の多面的機能活動組織を設立し地区内水田の草刈りの実施を協議していく。
- 減農薬減化学肥料栽培や有機栽培を促進し、特に家庭菜園での有機栽培を推進する。
- 多様な担い手農家の離農対策のために、新規就農者を育成していく。
- 高齢化している担い手農家の後継者を育成していく。

(4) 農村集落の在り方

- 以前の農村集落は90%が農家であり、区民は米作りという共通の基盤があった。このため農道・水路整備などは集落全体の共同作業であった。
- そのため、集落内の生活や行事などは円滑に実施でき、集落機能が十分に発揮された。
- 現状の担い手農家への集積が78%となり農家が激減している。更に農家が少なくなる見通しである。他集落の担い手農家に全ての田を委託することとなった場合、集落内の農道・水路が適正に管理されるか不透明である。
- それには、現在の農家が1人でも多く継続できる対策を講ずる必要がある。
- 機械更新が離農の時期であり、機械更新に対して大胆な支援措置が必要である。
- 更に、機械の共同利用組合の設立に向けた支援対策も必要である。

(5) 地区全体で農地保全

- 多様な担い手農家の継続と同時に、米作りではなく家庭菜園農家を継続していくことも農地保全の視点からは大切である。
- 楽しく安全な野菜づくり(無農薬栽培など)運動を促進していく必要がある。
- 非農家も含めて、地区民全体で草刈りをするなどの農地保全が必要である。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- 農地バンクへの利用権設定を進めつつ、担い手農家への集約を促進する。集積率が78%となっている状況から多様な担い手農家の継続耕作できるような措置を講ずる。
- 離農による不耕作田が発生しないように円滑に担い手農家に移譲できるシステムを構築する。

(2) 担い手農家に対する農用地の集積に関する目標

- 現状の集積率は既に78%と高率となっているため90%を目標とする。今後は多様な担い手農家の耕作継続対策を合わせて促進する。

(3) 農用地の集約化(団地化)に関する目標

- 効率的農作業のためには農道を挟み1ha以上の団地が必要である。
- 多様な担い手農家の耕作田は現況の通りし、担い手農家耕作田を100%団地化する。

3 農業者及び区域内の関係者が上記の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 多様な担い手農家の継続対策

- 地区内の適正な農地保全のためには、多様な担い手農家の存続は不可欠である。
- 担い手農家への集積が加速度的に進行する現状から、現在の多様な担い手農家の継続対策が最も重要な課題である。
- 大胆な経済支援と共同作業組織の設立、農業機械のリースシステムの構築などの対策を早急に講ずる必要がある。多くの多様な担い手農家の離農は目前に迫っている。

(2) 農用地の集約化(団地化)の取り組み

- 担い手農家の集約化(団地化)を農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクへの利用権設定を進める。
- 賃料の統一化により耕作田の交換を円滑にする。
- 耕作条件が均一となるように、耕作条件改善事業を実施する。
- 所有者の意向を踏まえ、農地利用最適化推進委員の調整により農地バンクへの利用権設定を進める。

(3) 農用地の利用権設定と特定農作業受委託

- 目標地図に基づき、早期に利用権を設定することに努める。
- 利用権設定された受け手は、自ら耕作することが原則であるが、経営状況などから耕作ができない場合は、別の耕作者と特定農作業受委託契約を締結する。

(4) 賃料の統一化

- 地区内の賃料は2,000～7,000円/10aとなっており、集約化(交換)を促進するには賃料の統一は必須である。
- 上中土地改良区賦課金は水利費(2,000円/10a)経常賦課金(100円/10a)である。
- 担い手農家の意見交換により賃料の統一は「3,000円/10a(水利費2,000円+事業負担1,000円)」で合意された。
- 賃料は耕作者と地権者との合意により決定されるものであり、統一賃料が目安である。
- 賃料を賦課金として耕作者が直納する手法は、今後の土地改良区の検討課題である。

(5) 草刈り活動の広域化

- 担い手農家の規模拡大の足かせの一つが「草刈り作業」である。
- 担い手農家は、多面活動による排水路や農道の草刈りを切望している。
- 現在の多面的機能支払交付金の活動組織は集落単位で実施されており、それぞれの集落での水田の草刈り活動については温度差がある。
- 地区全体で草刈り活動が取り組めれば水田が適正に保全される。
- 今後、多面的活動組織を地区全体に広域化し、併せて集落単位の活動も継続する2階建て活動を目指す。
- R7から新たな5ヶ年計画がスタートする機会に8集落の広域化する活動組織の設立を検討協議する。

(6) 水田基盤整備事業へり取り組み

① 杉山地区水田整備事業

A=30ha(杉山地係)

中間管理機構関連基盤整備事業 ---農家負担ゼロ

上中土地改良区(杉山地区促進協議会の設立を予定している)

② 野木地区大区画水田整備事業

A=230ha

中間管理機構関連基盤整備事業 --- 農家負担ゼロ

上中土地改良区

③ 水利施設の更新事業

老朽化しつつある揚水機場・パイプラインなどの水利施設の更新(延命化)を検討する。特に適切に給水できない杉山地区の対策に取り組む。

④ 耕作条件改善事業

区画拡大・暗渠排水・深み解消などの耕作条件改善事業を進める。

⑤ 獣害対策事業

- 山裾に設置してある恒久柵の適正な維持管理を進めるとともに、損傷した柵は更新対策を進める。

⑥ 霞堤対策

- 野木地区には北川霞堤が「野木川合流」「中川旧合流」「杉山川合流」地点にある。
- 野木川霞堤は洪水時に北川逆流による水田への湛水被害が発生している。
- 河川管理者(国土交通省)に被害対策の要望を継続する。

(6) 経営体組織の連携

- ・ 米価が低迷している現状から、担い手農家の規模拡大による作業効率の向上も限界に達している。地区内の経営体が連携した対策が必要である。
- ・ 集落農業組織の後継者対策としても他組織との連携が必要である。

(7) その他

① 家庭菜園での有機栽培の促進

- 不耕作田の防止には、多様な担い手農家の耕作継続が必須である。継続するには魅力ある農業が必要であり、自家消費する家庭菜園を有機栽培とする運動を進める。

② 新規就農者の促進

- 地域内外から新規就農者を募り、意向を踏まえながら担い手農家として育成していくため町と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組む。

③ ハウス園芸の促進

- 野菜・花卉などのハウス園芸を促進し、水稻との複合経営を促進する。

④ 農振計画(農用地)の変更

- 地域計画策定を機会に、優良農地である農振農用地の区域を見直す。

⑤ 米の生産調整の在り方

- 国-県-町のルートで米の生産調整率が提示されるが、若狭町では三方地区と上中地区では異なった方式で各集落へ配分されているため、統一を検討協議する。

4 地域内の農業を担う者一覧

(目標地図に位置付ける者)----別紙

5 農業支援サービス事業者一覧

	事業者(名称・氏名)	作業内容	対象作物
1	JA福井県	農薬散布	水稻
2			
3			

6 現況耕作者地図

別紙

7 目標地図

別紙

未定田が18.3haとなったが、今後担い手農家の他地区での地域計画策定を見据えて耕作者を確定する。

8 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案特例)

農地所有者等数(人)	
(内訳)農用地の耕作者(担い手)	15
(内訳)農用地の耕作者(多様な担い手)	81

9 地域計画の見直し

- ・ 策定した地域計画は、10年後の農政が不透明であり10年後の農業経営が予測できない。
- ・ 本地域計画は現時点で関係者の合意により策定した。
- ・ 今後、3年毎に見直し、最終的な地域計画策定はR15となる予定である。